
プロジェクト **持分法**

項目 **IASB 公開草案「持分法会計（IAS 第 28 号の改正案）」に対するコメントの検討**

本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、2024 年 9 月 19 日に公開草案「持分法会計－IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202X 年改訂）」（以下「ED」という。）を公表している（コメント期限：2025 年 1 月 20 日）。
2. 本資料は、ED における提案のうち、次の項目に対するコメントの検討を行うことを目的としている。
 - (1) 全般的な事項
 - (2) 重要な影響力の獲得時における所有持分の変動
 - (3) 関連会社との取引及び関連会社又は共同支配企業との「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失に関する開示
 - (4) 減損の兆候の認識（公正価値の下落）

コメントの検討

全般的な事項

（プロジェクトの進め方について）

3. IASB は、持分法に関する根本的な見直しを行うことなく適用上の疑問点に回答するための IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（以下「IAS 第 28 号」という。）の修正を行うことを提案しているが、この進め方には同意しない。
4. この点、持分法会計には一行連結と測定基礎の両方の側面があるが、我々は、一行連結を原則としたハイブリッドであると考えている¹。IASB のアプローチは、どのような場合に一行連結又は測定基礎のアプローチを採用すべきかの整理を行わずして、持分法の会計処理を変更することを提案するものであり、持分法の適用

¹ ASBJ ショート・ペーパー・シリーズ第 3 号「持分法会計についての視点」（2021 年 9 月公表）（以下「持分法ショート・ペーパー」という。）第 12 項参照

に関連する諸問題の根本的な解決をもたらさないと同時に現在の実務を変更するためのコストを正当化しないと考える。

5. また、我々は、測定基礎としてのアプローチに基づく会計処理を支持する見解を主張する一部利害関係者が存在することを理解している。この点、我々は、IASBが異なる見解を踏まえて一行連結でも測定基礎でもないアプローチを導入することには反対であり、もし見解の相違を踏まえた検討が必要なのであれば、持分法の適用範囲に関する見直し（例えば、公正価値オプションの適用可能性など）の議論を行う余地もあり得ると考えている。

(IASB が識別した IAS 第 28 号の基礎となっている「原則」を用いるアプローチについて)

6. IASB は、適用上の疑問点を解決するために、現行の IAS 第 28 号の基礎となっている原則を識別し、原則を適用して適用上の疑問点に回答するアプローチを採用したとしている。この点、我々は ED における複数の提案の間での原則の一貫した適用に懸念があり、ED の提案により適用上の問題が体系的に解決される結果となるか、懸念を有している。

質問 1—関連会社の原価の測定²

質問 1—関連会社の原価の測定

([案] IAS 第 28 号 (202x 年改訂) の付録 A 並びに第 13 項、第 22 項、第 26 項及び第 29 項)

IAS 第 28 号の第 32 項は、重要な影響力を獲得する投資者が、投資の原価と関連会社の識別可能な資産及び負債の正味の公正価値に対する投資者の持分との差額を、のれん（投資の帳簿価額に含める）又は割安購入益（純損益に認識する）のいずれかとして会計処理することを要求している。しかし、IAS 第 28 号は、投資者が重要な影響力の獲得時に投資の原価をどのように測定するのかについての要求事項を含んでいない。例えば、

- (a) 関連会社に対して過去に保有していた所有持分を公正価値で測定するかどうか
- (b) 条件付対価の認識及び測定を行うかどうか及び行う場合の方法

IASB は投資者が次のようにすることを提案している。

² 本質問には「条件付対価」に関する質問が含まれるが、本日は、審議事項(3)-1 において主な提案内容として取り上げた「重要な影響力の獲得時における所有持分の変動」についてのみ取り上げる。なお、質問 1 のうち条件付対価にかかる記載は本資料中でグレーで示している。

- (a) 関連会社の原価を、重要な影響力の獲得時に、移転した対価の公正価値（関連会社に対して過去に保有していた所有持分の公正価値を含む）で測定する。
- (b) 条件付対価を移転した対価の一部として認識し、公正価値で測定する。その後は、
- (i) 資本性金融商品に分類した条件付対価は再測定しない。
 - (ii) その他の条件付対価は各報告日に公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識する。

結論の根拠の BC17 項から BC18 項及び BC89 項から BC93 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

(事務局の分析)

7. 過去に保有していた所有持分の重要な影響力又は共同支配の獲得時における測定については、(i) IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）と同様に既存持分が処分されたとみなすアプローチ、(ii) 累積原価アプローチ、(iii) 重要な影響力又は共同支配の獲得時の公正価値をみなし原価とするアプローチ等の複数のアプローチが考えられ得る。
8. ED の結論の背景（以下「BC」という。）では、既存持分が重要な影響力又は共同支配の獲得日に放棄した金融資産として説明されており、重要な影響力又は共同支配の獲得は、支配の獲得又は喪失のような重大な経済事象ではないが、投資者と投資先との間の関係及び投資者が用いる会計処理方法を変化させる事象と捉えていることにも言及されている。このため、ED の提案は、前項に示したアプローチのうち(i)の IFRS 第 3 号と同様に既存持分が処分されたとみなすアプローチを採用するものと考えられる。
9. ED では、過去に保有していた所有持分を重要な影響力又は共同支配の獲得時の公正価値で測定する要求事項について、当初認識又は当初測定の要求事項として定める形ではなく、付録 A における「関連会社又は共同支配企業の原価」の定義の中で定める形としている。
10. ED では、関連会社の識別可能純資産を重要な影響力獲得時の公正価値で測定するという原則 D との整合性を、投資原価の測定に関する要求事項の理由の 1 つに挙げている。(ED BC 第 18 項(b))

11. これを踏まえて、事務局の気付事項を次のように整理している。

(事務局の気付事項)

- (1) 重要な影響力獲得前の既存持分は、IFRS 第 9 号「金融商品」(以下「IFRS 第 9 号」という。)に基づいて FVPL 又は FVOCI で会計処理されていることが想定される。当初の投資時点から時間が経過しており、かつ、FVPL で会計処理している場合に当初の支払対価を調査するための実務上の負荷等を考慮すると、重要な影響力又は共同支配の獲得時に、過去に保有していた所有持分を重要な影響力獲得日現在の公正価値で測定する ED の提案には反対しない。
- (2) しかし、我々は、重要な影響力又は共同支配の獲得は、重大な経済事象とされている支配の獲得と同じと見るべきでないと考えているため、重要な影響力又は共同支配の獲得時において、支配の獲得と同様に過去に保有していた所有持分の処分があったとみなす観点から重要な影響力又は共同支配の獲得日の公正価値による測定を要求することには反対する³。ただし、過去に行った投資は IFRS 第 9 号に従い公正価値により測定されていると考えられるため、重要な影響力又は共同支配の獲得日現在の公正価値を、過去に保有していた所有持分の原価とみなすことはできると考える。このため、過去に保有していた所有持分の重要な影響力又は共同支配の獲得日現在の公正価値による測定する ED の提案は、当該持分の公正価値を「みなし原価」とする観点から導入されるものであることを明確化すべきと考える。
- (3) 過去に保有していた所有持分を重要な影響力又は共同支配の獲得時の公正価値で測定する要求事項について、「関連会社又は共同支配企業の原価」の定義として定める方法及び提案されている定義は、重要な影響力又は共同支配の獲得後に所有持分を追加取得する場合にも「原価」が生じることを考慮に入れていないと考えられることから、見直しが必要と考える。
- (4) 原則 D が IAS 第 28 号の基礎となっている原則といえるのか、及び当該原則と関連会社の原価の測定との整合性が求められる論拠については、必ずしも明確とはいえないと考えられる。

質問 4—関連会社との取引

質問 4—関連会社との取引

([案] IAS 第 28 号 (202x 年改訂) の第 53 項)

IAS 第 28 号の第 28 項は、投資者が自らと関連会社との間の取引から生じた利得及び損失を関連会社に対する関連のない投資者の持分の範囲でのみ認識することを要求

³ 「持分法ショート・ペーパー」パート B 原則 3、第 32 項(a) 参照

している⁴。この要求は、「ダウンストリーム」取引（投資者から関連会社への資産の売却又は拋出など）と「アップストリーム」取引（関連会社から投資者への資産の売却など）の両方に適用される。

投資者が関連会社との取引で子会社に対する支配を喪失する場合、利得又は損失の一部分のみを認識するという IAS 第 28 号の要求は、子会社に対する支配の喪失に係る利得又は損失の全額を認識するという IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）の要求と不整合である。

IASB は、投資者が関連会社とのすべての「アップストリーム」及び「ダウンストリーム」の取引（子会社に対する支配の喪失を伴う取引を含む）から生じた利得及び損失の全額を認識するよう要求することを提案している。

結論の根拠の BC63 項から BC84 項は、この提案についての IASB の論拠を説明している。

この提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

（事務局の分析）

12. ED の提案は、関連会社に対する子会社の売却取引に関する IFRS 第 10 号と IAS 第 28 号第 28 項⁵との不整合に着目したとしているが、ED の提案は、すべての「アップストリーム」及び「ダウンストリーム」の取引の会計処理に影響が生じるものとなっている。
13. ED の BC では、関連会社は企業集団の定義に含まれないことを ED の提案を行うにあたって着目したとしている。また、ED の提案は原則 B と原則 C と整合しないことを認めている。
14. これを踏まえて、事務局の気付事項を次のように整理している。

（事務局の気付事項）

- (1) 本資料第 4 項にも記載のとおり、我々は、持分法会計について、一行連結を原則としたハイブリッドであると考えている。ED の提案は、一行連結の典型的な側面とも言える関連会社との取引にかかる未実現損益に関する既存の要求事項を、測定基礎の考え方とも必ずしも結びつかない例外的な会計処理に変更することになると考えられるため、同意しない。

⁴ このコメント募集は、現時点で効力のある IAS 第 28 号の第 28 項の要求を記述している。IASB は、「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拋出」（IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正）を 2014 年に公表した際に、この要求を修正したが、当該修正の発効日は無期限で延期されている。

⁵ IFRS 第 10 号第 25 項及び B97 項から B99 項参照

- (2) また、未実現損益の消去を認めないという ED の提案は、持分法適用投資先に対する重要な影響力を行使することにより、連結財務諸表の資産及び純利益を過大又は過少に計上するような取引を行うストラクチャリングの機会を投資企業に提供することとなる点も懸念される。
- (3) IASB は、ED の提案が自らが識別した原則と整合しないことを認めている。このようなアプローチは、持分法の適用に関する適用上の疑問に対する体系的な解決策の提供につながらないと考えられる。

質問 5—減損の兆候（公正価値の下落）

質問 5—減損の兆候（公正価値の下落）

（〔案〕 IAS 第 28 号（202x 年改訂）の第 57 項）

IAS 第 28 号の第 41A 項から第 41C 項は、関連会社に対する純投資が減損している可能性があることを示唆するさまざまな事象を記述している。IAS 第 28 号の第 41C 項は、資本性金融商品に対する投資の公正価値が取得原価を下回る著しいか又は長期にわたる下落は減損の客観的な証拠であると述べている。適用上の疑問点の 1 つは、投資者が投資の公正価値の下落を評価すべきなのは、当該公正価値を報告日現在の関連会社に対する純投資の帳簿価額との比較によってなのか、当該投資の当初認識時の原価との比較によってなのかを質問していた。

IASB は次のことを提案している。

- (a) IAS 第 28 号の第 41C 項における投資の「取得原価を下回る（中略）下落」を「帳簿価額を下回る（中略）下落」に置き換える。
- (b) 公正価値の「著しいか又は長期にわたる」下落を削除する。
- (c) IAS 第 28 号に、投資の公正価値に関する情報は、関連会社に対する追加持分を購入するために支払った価格若しくは持分の一部を売却するために受け取った価格から、又は当該投資の市場相場価格から、観察される場合がある旨を説明する要求事項を追加する。

IASB は、減損に関する IAS 第 28 号の要求事項を再構成して適用しやすくすること、及び文言を IAS 第 36 号「資産の減損」に合わせることも提案している。

結論の根拠の BC94 項から BC106 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

（事務局による分析）

15. 「著しいか又は長期にわたる」の削除について、BC では、過去に適用上の困難が生じていた点、及び IAS 第 28 号の記述は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）から引き継がれたものであり、IAS 第 39 号は減損損失の戻入を認めていなかったが、IAS 第 28 号はそうではないことのみを理由として挙げている。
16. 「著しいか又は長期にわたる」を削除した結果、「純投資の公正価値の帳簿価額を下回る下落」が考慮すべき兆候となるとされているが、当該兆候について以下の点は必ずしも明らかでない。
- (1) 関連会社又は共同支配企業が発行する持分に活発な市場による相場価格がある場合の公正価値の測定単位—純投資の全体なのか、関連会社又は共同支配企業が発行する個々の金融商品なのか。
 - (2) 純投資の帳簿価額を下回る公正価値の下落を識別するタイミングについて、報告期間中に一瞬でも公正価値が帳簿価額を下回れば兆候に該当するのかが明らかでない。
17. これを踏まえて、事務局の気付事項を次のように整理している。

(事務局の気付事項)

- (1) 投資者が投資の公正価値の下落の評価を、当該公正価値を報告日現在の関連会社に対する純投資の帳簿価額と比較することによって行うとする提案には同意する。資産の帳簿価額と比較する点が IAS 第 36 号と整合するとする分析にも同意する。
- (2) 「著しいか又は長期にわたる」について適用上の困難さがあったことは承知しており、削除すること自体に反対はしないが、以下の点について懸念がある。
 - ① 関連会社又は共同支配企業が発行する持分の公正価値の測定単位及び減損の兆候となる純投資の帳簿価額を下回る公正価値の下落を識別するタイミング（報告期間中に一瞬でも公正価値が帳簿価額を下回れば兆候に該当するのかが）が明確でない（本資料第 16 項参照）。
 - ② 「著しいか又は長期にわたる」を削除することで、減損の兆候が識別される状況が増加する可能性がある。これにより減損損失の認識の有無にかかわらず減損テストのために要するコストが増加する可能性があるとの懸念が聞かれている。この点は、報告期間中に一瞬でも公正価値が帳簿価額を下回る場合に減損の兆候となる場合は、減損テストを実施する報告期間の末日までに公正価値が回復する場合にも企業が減損の兆候が識別されることとなるため、より顕著となることが考えられる。
- (3) 前項の懸念を踏まえ、例えば、減損の兆候となる公正価値の下落を判定するタ

イミングを報告期間の末日時点とするなど、要求事項の明確化及び修正を検討すべきであると考える。

ディスカッション・ポイント

ASBJ 事務局の分析及び気付事項について、ご意見やご質問があれば伺いたい。

以 上